

記載例②

退職者→一括徴収(未徴収税額を退職者より全額徴収)の場合
※死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地		〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地	
令和7年11月4日提出		フリガナ		マルマルショウジ (カ)	
給与支払者 〔特別徴収者〕		氏名又は名称		〇〇商事株式会社	
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右記で記載	
特別徴収義務者 指定番号		99999		宛名番号	
123456-7		担連当格者先		所属 氏名 小堤 次郎 電話 029-292-1111 内線 (999)	
フリガナ		イバラキ ハナコ		異動の事由	
氏名		茨城 花子 旧姓(千葉)		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日		(昭)平 33年 3月 3日		1. 特別徴収継続	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		2. 一括徴収	
受給者番号				3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所		茨城町大字駒場450番地		1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	
異動後の住所		72,000 円		31 日	
		30,000 円			
		42,000 円			

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を	
特別徴収義務者 指定番号	〒	月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地		受給者番号	
フリガナ		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
氏名又は名称		1. 必要 2. 不要	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		徴収予定日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
理	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	11 月 25 日		42,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
由	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与と所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
由	2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ